

令和2年2月14日

関係者のみなさまへ

一般財団法人 日本建築総合試験所

確認検査業務に関する監督命令処分について

確認検査の業務に対し国土交通省より建築基準法第77条の30第1項に基づく監督命令の処分を受けました。関係者の皆さまに多大なご迷惑、ご心配をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

この度の命令に基づき、今後の再発防止のための業務実施マニュアル及び業務改善計画を早急に策定し、国土交通大臣に提出する予定です。また、監督命令を厳粛に受け止め、法令遵守をさらに徹底し、信頼回復に努めてまいります。

業務は、確認検査業務を始め他の業務についても通常通り行います。

なお、当該命令の対象となった建築物については、適切な措置を取り建築基準法に適合した建築物として竣工しております。

以上

---

連絡先

建築確認検査課 06-6966-7565 担当 小川（土日祝日を除く 9:00～17:00）